

令和3年度 取組み結果

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解を促進する 重点課題1 男女共同参画の意識づくり

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の推進と啓発	学校における人権・男女平等教育の推進	児童生徒	職場体験を通じた、男女共同参画社会の学習 憲法の三原則である「基本的人権の尊重」を学び、学校における人権教育の推進を図る。 中学校に出前講座を行い、男女共同参画社会の推進を図る。	—	職場体験先の事業所数参加生徒数の35%以上	0.00%	5	感染症の影響で実施されなかった。	より多様な体験先の確保と、感染症禍でも実施可能なプログラムの検討	B	職場体験はキャリア教育の推進のために重要な活動であり、今後も継続する。	学校教育課	1
		児童生徒	教科書を主にし、「心のノート」や同和教育の副読本「生きる」等の教材を交えて、人権教育の推進を図る。	—	授業実施校数 13校	13校	1	各学校で「生きる」シリーズを活用して人権教育を実施している。		B	「生きる」を活用して同和教育を中核とした人権教育を推進する。	学校教育課	1
		小・中学校の児童、生徒、保護者	児童・生徒及び保護者への啓発パンフレット等の配布、男女共同参画の視点による就業体験の実施、教職員研修会の充実、出前講座の実施等、各学校と連携・協力を行い、理解を得ながら人権・男女平等教育を推進する。 テーマ：「障がい者」 講師：新潟医療福祉大学 佐藤未希助教 日程：9月24日(金) 対象：中学生及び教職員	—	人権啓発講演会の開催 1回	—	1	人権啓発講演会を開催した。 テーマ：「障がい」って何ですか？～義肢装具を知ることで偏見をなくそう！～ 講師：新潟医療福祉大学 佐藤未希 助教 日時：9月24日(金) 対象：中学3年生及び教職員	生徒に分かりやすく、自分自身の問題として考えることができるようなテーマ設定が必要である。	B	継続した取り組みが必要であるため、今後も事業を実施していく。	企画政策課	1
	小・中学生、幼稚・保育園児の保護者への啓発	保護者	学校(園)だよりの中に人権教育の内容を盛り込み、啓発を行う。	—	学校だより等への記事掲載校数 13校	13校	1	校長のメッセージや授業の内容を掲載した。	人権意識を高めるためには地域や保護者への啓発が重要である。	B	継続して地域や家庭に発信していく。	学校教育課	2
		保育園児の保護者	保護者向けの「保育園だより」に人権・男女平等教育についての記事を掲載する。 例(案) ・男女混合名簿について ・男の子の色、女の子の色 ・「男らしさ」「女らしさ」「自分らしさ」等について保育園だよりのスペースに掲載	—	保育園だよりの掲載回数 1回	保育園だよりに1回掲載	1	「保育園だより」に人権・男女平等教育についての記事を年間に1回掲載した。 「男だから、女だから」ではなく「自分らしさ」を大切にしたい生き方が選択できるように、自立心を育んでいる。また、『男は青。女はピンク』のように固定観念を持たないよう啓発する。	「園だより」に年1回のペースで掲載しているが、固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、引き続き意識啓発を行っていく必要がある。	B	継続的な取り組みが必要であるため、引き続き、保護者向けの「園だより」に人権・男女平等教育についての記事を掲載する。	こども課	2
	(2) 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発	男女共同参画研修会の開催	市民、市職員	人権・男女平等の視点に立った研修会を開催し、性差別につながる広報等を行わないよう啓発する。 【予定】 ○男女共同参画基礎研修会 テーマ：未定 講師：未定 時期：令和3年11月頃	8	参加人数 40人	参加人数 43人	1	男女共同参画基礎研修会を開催した。 ・テーマ：「ジェンダー平等の実現のために」 ・講師：新潟県立大学 教授 石川 伊織 氏 ・実施日：令和3年12月13日(月) ・参加者：受講者数43人	受講者のほとんどが市職員のため、市民からいかに参加してもらうかが課題である。	B	継続した取り組みが必要であるため、今後も事業を実施していく。	企画政策課
男女共同参画に関する市民意識調査		市民	男女共同参画に関する市民の意識と実態を調査する。 ※次期計画策定のため今年度実施	—	有効回答率 50%	有効回答率 41.6%	3	男女共同参画に関する市民意識調査 対象：市内在住の満15歳以上 1,000人 時期：6月18日～7月1日 回収数：有効回答 416 (41.6%) 五泉男女共同参画推進計画(令和4年度～令和8年度)の作成資料とした。	—	C	次回は計画の進捗状況を確認するため令和5年度に行う。	企画政策課	4
(3) 男女共同参画に関する情報提供と意識啓発	市の取り組みなどのPR	市民	会議、集会等の場において、計画概要版等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。また、各課で管理する施設の窓口等にパンフレット等を置きPRする。	—	—	—	—	R3年度計画を策定。策定した計画書を各施設および各団体に配布。	—	B	窓口や研修会受付で計画概要版を設置するなどPRしていく。	全庁	5
	男女平等に関する情報提供と意識啓発	市民	市広報、チラシ、ホームページ等を通じて広く啓発を行う。	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 随時	—	・男女共同参画推進計画などを市ホームページに掲載 ・講演会開催などの情報を広報に掲載、各窓口でチラシを置くなど、周知 ・人権パネル展において、チラシを置いた	—	B	引き続き、広報やホームページなどを活用し、啓発を行う。	企画政策課	6
		市職員	庁内掲示板等を通じて広く啓発を行う。 ガイドラインを配布し、性差別につながらない情報発信の手法について広く啓発する。	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 随時	—	庁内掲示板に取組を掲載した。	—	B	引き続き、市職員に情報提供及び啓発を行う。	企画政策課	6

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解を促進する

重点課題Ⅱ 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメント等の根絶

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番	
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由			
(1) 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援	DVを予防・防止するための意識啓発	市民	広報やガイドラインの作成・配布により、DV・デートDVなど広く啓発する。	9	DVについて「内容まで知っている」人の割合 60%	45.4%	3	ポスターの掲示等で啓発を行った。	—	B	広報などを通じて、DV防止について広く啓発する。	企画政策課	7	
		市民及び関係機関	広報での児童虐待に関する啓発(11月の虐待予防月間に広報ごせんに掲載)子育て支援センターや市のホームページ等への啓発母子保健推進員や民生委員、関係機関等に対する研修会	9	DVについて「内容まで知っている」人の割合—(調査非該当年度)	—	2	一般市民向け虐待予防の子育て講演会の開催や保護司会に対する講話、広報やごせん安心子育てにここサポートサイトでの記事の掲載、関係機関等へのポスター掲示などを行った。	一般市民向け、虐待防止や通告先の周知などの啓発強化が必要	B	市民向け虐待予防に関する講演会の継続、団体等への研修会、広報やHPを利用した啓発活動を推進する	こども課	7	
	DV相談窓口体制の充実と、被害者への支援	DV被害者とその同伴児童	DV被害者支援の体制整備を図り、関係機関との連携を図る。DV被害者に対する相談及び支援	11	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計)—	5件	2	女性相談所等関係機関と連携を図り、DV被害者に対する相談支援の実施	相談員の資質の向上 女性相談所等関係機関との連携強化	B	相談員がDV相談等の研修会に参加し、資質の向上に努める。関係機関との連携強化に努める。	こども課	8	
		児童とその保護者	教育委員会や保育園及び関係機関と連携し、相談に応じる。また、要保護児童対策地域協議会での個別支援検討を行い、児童虐待を受けた子どもと家族の支援を行う。	12	児童虐待の相談件数(累計)—	66件	2	児童相談所、警察、学校、園等の関係機関と連携を図りながら、相談対応にあたった。	相談体制の強化	B	相談件数が増加傾向にあり、困難ケースも増加しているため、相談体制の強化を図る必要がある。	こども課	8	
		高齢者	高齢者虐待防止ネットワークを組織し、虐待予防や早期発見を行う。 ①高齢者虐待防止ネットワーク運営推進会議を開催する。 ②個別支援会議・処遇困難事例検討会議の開催(事例発生時)。 ③関係職員に対する資質向上研修の開催(年1~2回)。 ④市民に対する高齢者虐待予防の知識普及活動として、広報への記事の掲載と講演会の実施。	11	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計)40件	22件	3	高齢者虐待防止ネットワーク運営推進会議(2回開催) 事業所に向けた出前講座の開催(3か所) らくらく介護通信(発行1回) 高齢者虐待予防の普及啓発のため広報の記事掲載(年2回)	事業内容の周知 虐待予防の啓発	B	虐待対応の検討会を定期的に行い、支援体制の強化を図る。啓発活動の継続	高齢福祉課	8	
		市民	関係機関との連携を図りDV被害者の個人情報の管理を徹底する。	—	—	—	1	こども課と連携を図り、管理を徹底した。	特になし	B	今後も管理を徹底していく。	市民課	8	
		市民	DV被害者支援ネットワークを作り、連携しながらDV被害防止とDV被害者への支援を行う。	10	配偶者や身近な相手からの被害経験者の割合	7.9%	—	—	相談等はなかったが、関係機関と連携していく。	—	B	DV被害者支援については、こども課・高齢福祉課・市民課で連携して進める。	企画政策課	8
(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援	セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発	事業主	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	—	市広報の掲載回数1回	0	5	市広報には掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置して周知した。	周知方法について検討する。	C	事業所に向けて周知ができるように方法を検討して継続する。	商工観光課	9	
		市民、事業所	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	—	啓発回数1回	啓発回数1回	1	広報による周知を1回行った。 ・11月10日号「女性の人権ホットライン」	—	B	今後も広報等を活用し、周知・啓発を行う。	企画政策課	9	
		市職員	ハラスメント防止研修等を行い啓発する。	—	啓発回数1回	啓発回数1回	1	ハラスメント防止研修の実施(R4.1.25) ハラスメントについての正しい知識を理解し、対処方法について学ぶため、職員対象(管理職、一般職)の独自研修を行った。(参加者67人)	—	B	職員に対し、ハラスメント防止研修を継続し啓発を図る。	総務課	9	
	セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知	市民	市広報を活用し、セクハラ相談窓口(新潟労働局内)の周知を図る。	13 14	セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合—(調査非該当年度)相談件数(累計)—	セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合 8.6% 相談件数(累計)0件	—	—	リーフレット等を窓口に置いて周知を行った。	—	B	セクハラ被害相談窓口の周知は引き続き行う。	企画政策課	10
		事業所	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。 ・市広報 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口(新潟労働局内)の周知	13 14	市広報の掲載回数1回	0	5	市広報には掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置して周知した。	周知方法について検討する。	C	事業所に向けて周知ができるように方法を検討して継続する。	商工観光課	10	

基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする

重点課題1 男女の性の尊重

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発	思春期の男女への正しい性に関する知識の提供	中学校3年生	中学生の性に関するアンケート調査(事前・事後)の実施。性に関する正しい情報や知識を習得することにより、男女の違いを認識するとともに、生命の尊さを学び、自己肯定感を高めるために、中学校クラス単位で講話を行なう。	16	受講者の満足度(事後アンケート「よかった」「まあまあ」合計)80%	68.7%	2	保健師・助産師による命の大切さ、性感染症等に関する講義を行った。事後アンケートの結果から、生まれてきて良かったと思う、性は大切な事だと思ふ生徒の割合が教室実施前より増加していた。	生徒の実情に合わせた内容の検討及び指導者の人材育成	B	早期の性教育が必要という現状も踏まえ、指導内容や人材育成の充実を図り、継続していく。	こども課	11
		中学生 高校生	「いのちの大切さ、性の尊さ」を感じ、豊かな人間性を育むとともに、親となる次代の健全育成を目指すことを目的に、乳幼児健診や育児相談会の機会を利用し、赤ちゃんとのふれあい体験学習を行なう。子育て体験談の聴講 保護者アンケートの実施	—	性は大切なことと思う者の割合75%	55.7%	3	コロナ禍により、中学生と赤ちゃんのふれあい体験は実施ができなかったが、子育て体験談の聴講は実施できた。	コロナ禍により、これまで通りの事業は実施ができなかったが、感染予防に配慮し、できる範囲内で、「いのちの大切さ、性の尊さ」	B	命の大切さ、性の尊さを感じ、豊かな人間性を育むとともに、親となる次代の健全育成を目的に、授業の一環として事業を継続していく。	こども課	11
	不妊に関する相談の充実	市民	・不妊に関する相談を充実させる。(新潟県不妊相談センターについての紹介) ・不妊治療を希望する者が、検査・治療を受けた場合にかかった費用を助成する。	—	不妊治療助成件数90件	45件	3	事実婚関係の方も助成対象とした。	事業について引き続き周知を行う。	A	令和4年度から不妊治療が保険適用になることを踏まえ、助成制度について検討し、引き続き助成していく。	こども課	12
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発	市民・市職員	市広報、チラシ、ホームページ等を活用して広く啓発する。市職員へ庁内掲示板で啓発する。	15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合5%	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合1.4%	5	啓発の機会を捉えられなかった。	—	B	広報などを利用して啓発を行う。	企画政策課	13

基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする

重点課題2 ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援	妊婦健康相談	妊婦	健全な妊娠期を支援するために、妊婦一般健康診査受診票を14回分交付する。 ・妊婦健康診査の内容は、次のとおりとする。 (1) 基本的な健康診査 ア 健康状態の把握 イ 検査計測(子宮底長・腹囲・浮腫・尿化学検査・体重等) ウ 保健指導 (2) 血液検査 (3) 超音波検査 (4) 微生物検査(B型溶血性レンサ球菌検査) (5) 子宮頸がん検査	—	—	—	1	延べ受診件数 2383件 妊婦健診料の助成を行った。	妊婦健診の未受診がないよう周知をする。	B	妊婦健診の実施は妊婦の健康維持に重要であるため、継続して実施していく。	こども課	14
		母親、父親	妊娠届出時、妊娠・出産・子育てに対する不安の軽減を図るために健康相談を実施する。また、市の制度や母子保健事業の紹介を行い一人一人に合わせた情報提供や保健指導を実施する。	—	保健指導を受けた者の割合	100%	1	母子健康手帳交付時に母子保健事業や市の制度の紹介とあわせ、一人一人に応じた情報提供や健康相談を行った。	妊婦の状況に応じた個別性のあるきめ細やかな健康相談を実施す	B	妊娠期の不安を解消し、安心してマタニティライフを過ごせるよう、今年度同様継続してい	こども課	14
		母親	にこにこマタニティー・セミナー パート1(実施時期:4・7・10・1月) ①マタニティライフの過ごし方 ②妊娠中の栄養 ③マタニティエクササイズ パート3(実施時期:6・9・12・3月) ①母乳で育てる準備 ②お産のリハーサル	—	マタニティー・セミナーへの妊婦参加率10%	14.3%	2	妊婦を対象として、3回コースのセミナーを実施した。参加者からは「情報交換ができて良かった」「仲間作りができた」などの声が聞かれた。	精神疾患の既往や不安を抱える妊婦もいることから、妊婦を支える夫や家族への支援も必要である。	C	妊婦だけでなく、夫や家族に対しても必要な情報提供ができるようセミナーの回数、開催時間、内容を変更する。	こども課	14
		母親・父親	・産婦・新生児訪問指導事業 助産師等が、原則出産後28日以内に家庭訪問をし産婦・新生児の健康確認や子育て支援・相談を行う。	—	産婦・新生児訪問を受けた者の割合100%	207件	1	助産師や保健師が産婦・新生児訪問を実施し、育児相談や子育て支援を行った。訪問率 100%	産婦や新生児の状況に合わせたよりきめ細やかな相談支援を実施する。	A	子育ての不安軽減や育児支援のため事業を継続していく。また令和4年度から父親に対する訪問指導も開始する。	こども課	14

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援	心と体の健康相談の充実	市民	心と体の健康相談会の充実 心と体の健康づくりや心の問題の改善のために健康相談会を開催するなどとして、支援を行う。 ・こころの健康相談会 年4回(6月、8月、10月、1月) ・ワンストップ総合相談会 年4回(9月、3月) ・こころの相談 毎週水曜日 電話、面談 ・電話や来庁時面接による健康相談 常時	—	心と体の相談件数 精神、難病、その他 3,000件	心と体の相談件数 精神、難病、その他 3,409件	2	相談件数の内訳は訪問・来所・電話等が3,397件、各種相談会が12件となっている。それぞれの事例に対し、状況に応じて基幹相談支援センターやあさひの家、医療機関等、関係機関と連携しながら様々な相談に対応した。	心の問題を抱える人は障がいや生活困窮、家庭問題等複数の問題を抱える人が多く、関係機関と連携した支援が重要である。また、支援困難ケースが増加しており、マンパワーの確保が重要である。	B	年間を通して多くの相談を受けており、今後も事業の継続は必要。 ワンストップ相談会2回、こころの相談会4回を実施し、また、常時相談を受けられる体制を整える。	健康福祉課	15
		中学生	心の教室相談事業 全ての中学生に専任の相談員を配置した心の教室を設置し、思春期で多くの悩みを抱えた中学生に対し、心のケアを行い、充実した学校生活の実現を図る。	—	相談件数 1,500件	544件	4	感染症対策の臨時休校等で相談件数は少なかった。各校とも生徒が相談しやすい環境づくりに取り組んだことにより、悩みの解消につながった。	特定の生徒が来室することが多かった。	B	さらに誰もが利用しやすい教室づくりに努める。	学校教育課	15
健康教室・健康相談・特定保健指導	健康教室・健康相談・特定保健指導	国民健康保険加入者の40歳～74歳	特定健康診査の受診促進 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のため、特定健診を集団健診方式と個別健診方式にて実施する。 健診内容：身体測定、検尿、血圧、血液検査、心電図、眼底検査 集団健診 6月1日～7月7日、11月6日～11月29日まで学校や集落センターなど20会場で実施。 個別健診は、市内外20医療機関で6月1日～翌年3月31日まで実施。 人間ドックは、通年実施。人間ドック受診者も特定健診にカウントできる。 事業主健診受診者の健診データの受領。 定期的に医療機関を受診している人を対象に、診療情報データを受領。	17	特定健診受診率 男性 50% 女性 50%	未確定		・公用車に健診案内のマグネットを張り付けてPR。 ・前年度より健診実施日を増やした。 ・受診すると抽選で食事券が当たる「健康ポイントわくわくキャンペーン」を実施し受診を促した。 ・特定健診未受診者に対し、秋の集団健診前に受診勧奨はがきを送付。集団健診終了後は個別健診への受診勧奨を行った。	若年層の受診率が低いことから若年層への受診を促すことが課題となる。	C	若年層の方が利用するスーパーやコンビニなどの市内店舗にて健診PRのポスターの掲載するなど、受診率向上の取組を検討して実施する。	市民課	16
		市民	健康教室・健康相談・特定保健指導 特定健診を受診した人のうち、特定保健指導対象者について、継続的に支援を行うことで、自らの健康課題を認識し、健康習慣を実行できるようにして、内臓脂肪症候群を解消することを目的とする。 ・特定健診結果説明、特定保健指導初回面接(7月～12月) ・糖有所見者説明会(9月～1月) ・地区健康教室 通年 ・健康づくり運動教室(9月～3月) ・老人クラブ等健康相談会(随時) ・職域健康教室(随時) ・その他各種教室 ・上記以外でも、健診結果について等随時、電話や来庁による健康相談に応じる。	—	健康教室・健康相談実施回数 160回	健康教室・健康相談実施回数 131回	2	特定健診、健康診査等の受診率向上に向け、様々な取り組みを実施している。またきめ細やかな健診結果説明会や特定保健指導、その他各健康教室や健康相談会を実施している。	特定保健指導の積極的支援の対象の年齢は若く、平日昼間の説明会や教室への参加が難しい。個別対応や電子媒体を使った支援等を検討していく必要がある。	B	特定健診結果説明会49回、地区健康教育等23回、健康づくり運動教室6回コース6クール・4回コース4クール、糖尿病予防教室5回、糖尿病予防講演会2回、その他	健康福祉課	16

基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する

重点課題1 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取り組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 市職員・市の各種審議会等への女性の登用の促進	審議会等女性委員の登用率向上	市職員	女性登用推進のための指針により、法令・条例等で設置している審議会委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	19	各種審議会等における女性登用率37.5%	各種審議会等における女性登用率24.5%	4	男女共同参画を意識した登用を周知したが達成しなかった。 女性登用率(法令・条例)24.5%	—	B	庁内で女性の積極的登用の周知を継続して進める。	全庁	17
	懇話会等女性委員の登用率向上	市職員	女性登用推進のための指針により、法令・条例以外で設置している懇話会等委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	19	各種審議会等における女性登用率37.5%	各種審議会等における女性登用率34.6%	4	男女共同参画を意識した登用を周知したが達成しなかった。 女性登用率(任意組織)34.6%	—	B	庁内で女性の積極的登用の周知を継続して進める。	全庁	18
	職域の拡大と女性管理職の登用	市職員	性別にとらわれず一人ひとりの適性を考慮した配置に努める。また、各職場における事務分担も、性別によらないよう周知する。	—	—	—	—	性別にとらわれず配置を行った。	—	B	性別にとらわれない配置に努め、周知を継続して行う。	総務課	19
		職員採用試験応募者	多様な市民ニーズに対応するため、職場で性別にとらわれない職員採用を行う。 職員採用試験の募集要項等に男女の性別は行わない。	—	—	—	—	性別にとらわれず職員採用を行った。	—	B	性別にとらわれない職員採用を行う。	総務課	19
		市職員	部署に関わりなく、積極的に女性の管理職への登用を推進する。	21	市の管理職(係長級以上、ただし消防職・保育士を除く)に占める女性の割合29.0%	市の管理職(係長級以上、ただし消防職・保育士を除く)に占める女性の割合26.0%	1	適性を考慮した管理職の登用を行った。 (女性管理職35人/管理職116人)	—	B	積極的に女性の管理職への登用を推進する。	総務課	19
(2) 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画拡大	事業主向け研修会	事業主	女性登用の重要性を認識するための研修会を事業主に向け開催し、組織のトップから意識改革を図る。 ・市雇用対策協議会と連携を図り、労務管理セミナーを開催。	—	受講人数10人	0	5	市雇用対策協議会で2月に労務管理セミナーを計画していたが、コロナウイルスの影響により中止とした。	次回開催時には多くの方に参加してもらうようチラシを設置するなどして周知する。	B	市雇用対策協議会と連携し、今後も引き続きセミナーを実施する。	商工観光課	20
	女性委員登用の促進	市民	会議、集会等の場において、計画概要版等の配布や市の取り組みについて説明し、女性の参画を促進する。	-	-	-	2	R3年度計画を策定。策定した計画書を各施設および各団体へ配布。	-	B	-	全庁	21
(3) 防災分野における女性の参画拡大	女性消防団の活動支援	市民	女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性消防団の拡大と活動を支援する。 ・女性消防団員による火災予防街頭指導年間1回実施 春：4月19日村松地区 秋：10月4日五泉地区 ・女性消防団員によるお茶の間サロン年間5回実施 8月5日(中川新)、9月7日(六区)、11月25日(中野地区)、1月5日(村松学校町)、2月7日(馬下地区) ・一人暮らし高齢者世帯防火指導年間2回実施 6月6日(五泉地区)、11月14日(村松地区) ・普通救命講習業務年間4回実施(消防本部及び村松分署で実施) 女性も参加しやすい講習会を開催し女性救命技能保持者を養成する。 6月6日(消防本部)、8月22日(消防本部)、11月21日(村松分署) 2月27日(消防本部) ・令和3年4月1日現在女性消防団員数 22人(22/708 3.1%) ※新型コロナウイルス感染症のため、5月以降の活動の中止もありえる。	25	女性消防団員の割合5%	女性消防団員の割合3.1%	4	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定していた内容が一部中止となった。 〈中止事業〉 ・女性消防団員による火災予防街頭指導 ・一人暮らし高齢者世帯防火指導(春) ・普通救命講習会 〈実施事業〉 ・一人暮らし高齢者世帯防火指導(秋) ・お茶の間サロン6回計画 内2回実施 11/25(五泉中野地区) 1/5(村松学校町地区) 令和4年3月31日現在女性消防団員数21人(21/707 3.0%)	完全に新型コロナウイルス感染症が無くならない現在の状況で、現在の新しい生活様式にあったイベント・行事を実施していく必要がある。	B	急激な感染拡大が発生しなければコロナ禍においても感染拡大防止措置をとり、イベントや行事を実施する事も考えられ、令和3年度より目標に近づけることが予想されるため継続を実施する。	消防本部	22
	地域防災訓練	市民	災害時の対応を円滑に行うため、各種防災訓練を実施する。 令和3年度は、阿賀野川・早出川総合水防演習を実施した。新型コロナウイルス感染症対策により、無観客とした。	—	参加人数未定	約730人参加	1	令和3年度阿賀野川・早出川総合水防演習は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客で行った。	—	B	令和4年度は、五泉市主催の防災訓練を実施する。	総務課	23
			市民	今年度は地域防災訓練の開催なし	-	-	-	-	国土交通省と共催で「阿賀野川・早出川総合水防演習」を行った。感染症対策で必要最小限の人数での実施のため女性消防団員の参加はなかった。	—	C	令和4年度は、五泉市主催の防災訓練を実施する。	消防本部
	防災会議	市民	火災や災害時に、女性を含めた対応が求められることから、女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性を積極的に登用する。 市地域防災計画を作成するために、会議を開催する。 (防災会議の所掌事務) ①五泉市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ②災害が発生した場合、その災害に関する情報を収集する。	26	五泉市防災会議における女性委員の割合13%	五泉市防災会議における女性委員の割合9.5%	3	防災会議委員について女性の登用を進めたが、指標値は達成できなかった。	—	B	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、文書会議とした。令和4年度も感染症対策を考慮し開催する。女性委員の割合については、今後も積極的な登用を進める。	総務課	24

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる

重点課題1 男女平等な雇用環境の整備

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進	広報啓発活動	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報誌等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 随時	—	窓口でポスター・チラシで周知したが、広報などでの啓発までは行わなかった。	—	B	引き続き、広報、チラシなどで周知を行う。	企画政策課	25
		事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。 ・市広報 男女雇用機会均等、育児・介護休業法についての周知・啓発	—	市広報の掲載回数 1回	1回	1	令和3年6月10日号の市広報に掲載した。	今後も計画的に掲載していく。	B	今後も市広報で周知していく。	商工観光課	25
	ハッピーパートナー企業の登録促進	事業主	県実施のハッピーパートナー企業に登録を促すため、広く啓発する。また、男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業を紹介する。	27	ハッピーパートナー企業の登15社	ハッピーパートナー企業の登録社数(累計)16社	2	ホームページ、窓口のチラシで周知をおこなった。	ハッピーパートナー企業登録制度のメリットなどを多くの企業に知ってもらうよう情報提供を行う。	B	引き続き様々な媒体を通じて制度の周知を行い、企業に登録を働きかけていきたい。	企画政策課	26
		事業主	会議・集会等の場において、パンフレット等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。 ・市雇用対策協議会と連携を図り、労務管理セミナー時にパンフレットを配布する。	—	配布枚数 10枚	0	5	労務管理セミナーが中止となったためパンフレットを配布しなかった。	セミナー開催時に周知する。	C	市雇用対策協議会と連携し、会議やセミナー時にパンフレットを配布する。	商工観光課	26
	特定事業主行動計画の推進と進捗管理	市職員	子育て中の職員に対する理解と支援を喚起し、育児休業等の取得しやすい職場づくりを進めることにより、仕事と子育ての両立を支援するため、ホームページや庁内掲示板等で広く啓発する。	—	男性職員の育児休業取得率 10%以上	男性職員の育児休業取得率 7.7%	2	制度については十分周知されていると考える。	取得しやすい職場の環境づくり	B	代替職員制度の確立	総務課	27
(2) ポジティブ・アクションの促進	広報啓発活動	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、ポジティブ・アクションの周知を図る。 ・市広報 ポジティブ・アクションの周知啓発を図る。	—	市広報の掲載回数 1回	1	1	令和3年6月10日号の市広報に掲載した。	今後も計画的に掲載していく。	B	今後も市広報で周知していく。	商工観光課	28
	事業主の理解と職場環境の整備	事業主	商工業経営セミナー 経営能力向上のため、商工業経営セミナーを実施する。 ・商工会議所と連携を図り、商工業経営セミナーを実施する。	—	受講人数 120人	247	1	令和3年11月16日に山口真由氏を講師に招き、「世界の潮流・日本の選択」をテーマにセミナーを実施した。	より多くの方に参加していただくためにチラシ配布等で周知する。	B	商工会議所と連携し引き続きセミナーを実施する。	商工観光課	29
		事業主	市雇用対策協議会との連携 労働力の確保・定着を図るため、会議や研修会を開催する。 ・新人職員研修、労務相談会、労務管理セミナー等を開催	—	研修会等の開催回数 10回	10	2	労務相談会を実施した。	状況をみながら必要な研修を行っていく。	B	中小企業における労働力の確保・定着が図られるよう、引き続き実施する。	商工観光課	29

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる

重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 男性の働き方を見直すための意識啓発の推進	広報等による意識啓発	事業主・市民	男性が、仕事中心の生活から、家庭生活とのバランスの取れたライフスタイルを送ることの大切さを広く啓発する。	29	男性の望ましい生き方として「家庭と仕事を両立させる」と答えた人の割合 50%	36.8%	3	関係機関から送られてくるチラシやポスターを掲示することにより周知した。	—	B	男女共同参画を推進するためには男性の理解を深めることも重要なので、広報や市ホームページを活用し啓発を行いたい。	企画政策課	30
		市民・事業主	市広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、広く啓発する。	—	市広報の掲載回数 1回	0	5	市広報に掲載しなかったが、窓口でパンフレットを設置し周知した。	周知方法を検討する。	C	引き続き窓口でパンフレットを設置し、他の周知方法を検討する。	商工観光課	30
	育児・介護休業制度の普及啓発	市職員	男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、庁内掲示板等で広く啓発する。	—	掲示板等掲載回数 2回	掲示板等掲載回数 1回	3	妊娠・出産・育児に関する休暇の新設・有給化について人事院規則の改正に伴い、規則・要綱を改正した。(R4.1.1施行)	周知方法を検討する	C	周知方法を検討し実施する	総務課	31
		事業主	市広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、育児・介護休業制度の周知を図る。	—	市広報の掲載回数 1回	0	5	市広報に掲載しなかったが、窓口でパンフレットを設置し周知した。	周知方法を検討する。	C	引き続き窓口でパンフレットを設置し、他の周知方法を検討する。	商工観光課	31
男性の家事・育児・介護スキルアップの実現	父親	・ここにこマタニティー・セミナーパート2(実施時期:5・8・11・2月) ①沐浴演習 ②妊婦体験(夜間開催なので、夫婦での参加を勧める) ③ワークライフバランスについて	—	マタニティー・セミナーへの父親参加率 15%	12.6%	2	新型コロナウイルス感染症予防のため、一部事業を縮小しての実施となった。父親が妊婦への理解を深め、積極的に育児や家事に取組めるように沐浴演習、妊婦体験を実施した。	父親の参加率が低い	C	父親が参加しやすくなるよう、また、父親や家族に対しても必要な情報提供やより妊婦への理解が深まるよう、セミナーの回数、開催時間、内容を変更する。	こども課	32	
		65歳以上の男性	家事の達人講座 家事経験の少ない高齢者男性を対象に、簡単な調理を楽しく学ぶ介護予防教室を開催する。 初級編 4回コース OBコース 4回コース×2か所	—	教室開催回数 12回	教室開催回数 6回	3	(初級編)(OB会) 新型コロナウイルス感染対応のため6回開催中止した。	(初級編) 参加人数が少ないため、周知を図る。	C	参加者の健康に配慮した調理方法の指導を受け今まで以上に取組む。	高齢福祉課	32

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(2) 子育て・介護支援の充実	ニーズに応じた保育の充実	未就園児及び保護者	未就園児の受け入れの充実 ・乳児保育の実施 職場復帰や就労を支援するため、産休・育休明けからの保育を実施する。 (現在、かわひがし、エービーシー幼稚園、いずみこども園で生後6ヶ月から受入、さくら、総合、つくし、はした、村松こども園、みどりこども園、ひまわりこども園、村松さくらこども園、すみれこども園、どんぐり小規模保育所、どんぐり小規模保育所太田園、めだかこども園で生後2ヶ月から受入)	-	途中入園者/途中入園希望者 80%	途中入園者/途中入園希望者 72%	2	年度途中の受け入れ促進に努めた結果、指標値(途中入園者/途中入園希望者)は概ね72%(99人/137人)となっている。保育士不足により0、1歳児の途中入園が難しくなっている。	多様なニーズに応えるため、子育て支援サービスの充実に取り組むが、引き続き保育士の確保が課題となっている。	B	女性の活躍推進のため、必要不可欠であり、途中入園の受け入れに取り組んでいく。	こども課	33
		未就園児及び保護者	延長保育サービスの充実 保護者の就労を支援するため、通常の開園時間の前後も保育を実施する。 公立保育園延長保育時間 (標準時間の場合) 18時15分~18時45分 ※総合、村松こども園のみ 19時15分まで // (短時間の場合) 7時15分~8時30分、 16時30分~18時45分 ※総合、村松こども園のみ 19時15分まで 私立保育園、認定こども園、延長保育時間 ・みどり心育会(みどりこども園、ひまわりこども園、村松さくらこども園)は総合保育園と同じ時間帯 ・認定こども園 (標準時間の場合) 18時00分~19時00分、 すみれこども園 (短時間の場合) 7時00分~8時00分、 16時00分~19時00分 ・認定こども園エービーシー幼稚園、 五泉いずみこども園 (短時間の場合) 7時30分~8時30分、 16時30分~18時30分	-	利用園児数(延べ人数) 12,000人	利用園児数(延べ人数) 9,705人	2	延長保育は開園時間内であれば、全ての希望者が利用できるサービスであるため、利用率は非常に高い。保護者の就労支援のため、欠かせない取り組みである。	多様な働き方があるため、既存の延長保育サービスよりも長い開園時間を望む保護者がいる。	B	保護者の就労を支援するため、引き続き、延長保育サービスの充実に取り組む。	こども課	33
		未就園児及び保護者	休日保育サービス 保護者の就労を支援するため、あらかじめ登録されている乳幼児の保育を休日に実施する。 私立認定こども園みどりこども園 日曜日及び国民の祝祭日 保育時間7時15分~19時15分 公立つくし保育園 年末年始、祝日を除く第1・第3・第5日曜日に拠点園として実施。 公立園以外の私立園の園児も利用できる。	-	利用園児数 300人	利用園児数 23人	4	特定の利用者に限定されるが、休日に就労する保護者には必要不可欠なサービスである。 私立認定こども園みどりこども園と公立つくし保育園で実施。 日曜日及び国民の祝祭日 保育時間7時15分~19時15分 有料—5,000円/時間×利用時間、利用料上限額—3,500円/日 (18時15分を超える場合は延長保育料5,000円加算)	私立認定こども園みどりこども園に加え公立つくし保育園での実施を開始した。	C	保護者の就労を支援するため、引き続き、休日保育サービスの充実に取り組む。	こども課	33
		小学校1~6年生	放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 保護者が就労等により、放課後家庭で保育を受けることができない児童を保育して、児童の健全育成を図る。 五泉地区 8学童クラブ 登録児童数 366人(R3.4) 村松地区 3学童クラブ // 175人(R3.4)	-	登録児童数(月平均) 490人	登録児童数(月平均) 483人	2	令和2年度からすもと学童クラブを新たに開設した。 利用者数は年々増加しており、保護者の就労支援のため欠かせない取り組みである。 放課後、家庭で保育を受けることができない児童を保育して、児童の健全育成を図る。 五泉地区 8学童クラブ 村松地区 3学童クラブ	共働きの家庭が増えているため、定員を超える利用希望者が発生し、入会待ちの学童クラブもある。	C	学校外施設2か所を学校内施設と統合し9カ所を実施する。保護者の就労を支援するため、引き続き、放課後児童健全育成事業の充実に取り組む。 運営方法の効率化とニーズの増加に対応した施設整備を進める。	こども課	33
		未就園児、市民	子育て支援センター運営事業(市内5カ所、うち1カ所民間委託) ・子育てに関する情報交換や交流の場の提供 ・親子遊び講演会及び子育て講演会の開催 また、保護者の一時的な仕事の都合や、病気、冠婚葬祭や育児疲れの解消などの理由で一時的に保育ができない場合に一時保育サービスを行う。(村松子育て支援センター、総合保育園子育て支援センター)	31	子育て支援センターの年間利用者数 25,380人(うち一時預かり180人)	子育て支援センターの年間利用者数 13,723人(うち一時預かり156人)	3	市内5カ所(民間委託含む)の子育て支援センターで遊びや交流の場を提供するとともに、子育ての悩みに応じたり子育て情報を提供した。 月1回、各子育て支援センターで子育て講習会を開催した。	指導員(保育士)の確保	B	子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近にあり誰でも利用できる子育て支援施設として事業を継続する。	こども課	33
		市民	ファミリー・サポートセンターの利用促進と子育てサポーターの育成・支援 提供会員と依頼会員の組織をつくる。 提供会員の資質の向上のため、講習会を開催する。 安心して子どもを預けられるよう、活動前の三者面談(提供会員、依頼会員、事務局)などのしくみをつくる。 パンフレットや市広報などでファミリーサポートを知ってもらい、必要な人に利用していただく。	33	ファミリーサポート利用件数 490件	ファミリーサポート利用件数 89件	4	依頼会員からの依頼により、提供会員が保育園や学童のお迎え・お子さんの預かり、産後の家事援助などの提供を行う。	実働できる提供会員が少なく、高齢化している。	B	核家族化が進み、共に子育てしていく家族が少ないため、地域の中での助け合いが求められている。広く市民へ周知するとともに、サポート組織体制の強化充実を継続していく。	こども課	33
		小学生	寺子屋事業 放課後の子どもの安全安心な居場所を提供、自学自習の生活習慣付け、基礎学力の向上や、人間関係の醸成を図る。 市内全小学校区(9校区)の希望する小学生を対象 各教室週3日開催(年間約100日) 宿題・ドリル学習、異学年との交流遊び	-	利用者数(全校児童数の15.5%)	14.00%	2	市内全小学校区(9校区)の希望する児童を対象に、放課後週3日寺子屋教室を実施した。感染症の影響が懸念されたが、年間開設回数は平年並みとなった。 コロナ対策として、おやつの提供をやめ、教室内の消毒を行いながら実施した。 延べ参加者数 26,112人 一教室 平均年間103日開催	指導者の高齢化等による人材不足。 学童クラブとの統合検討。	B	保護者及び指導者アンケートの結果を踏まえ、寺子屋事業運営委員会において検討・改善を図っていく。 指導者の資質向上のため、年2回研修会や教室代表者会議を通して、指導者としての心得の徹底や意思統一を図る。	生涯学習課	33

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(2) 子育て・介護支援の充実	高齢者の生活支援の充実	介護している家族	介護者家族支援事業 介護者の負担軽減を図るため、家族支援事業を開催する。 温泉施設利用割引券の交付（要介護2～5に認定された高齢者等を自宅で介護している家族に対し、日頃の疲れを癒していただくため、市内の公共温泉施設で使える利用割引券を支給する【申請により支給】）		対象者の申請割合 40%	対象者の申請割合 7%	4	市内の介護支援専門員へ「高齢者のしおり」を配布し事業の周知を図った。 ※対象者：要介護2～5の在宅の方	事業内容の周知	B	毎月定例で開催される市内事業所のケアマネ代表者会議において、在宅介護世帯へ事業の周知を依頼する。	高齢福祉課	34
		市民	高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業 高齢者や障害者が、在宅での生活を継続するために住宅をバリアフリー化改修する場合に、介護保険の住宅改修のほか、補助事業を行い資金面での支援を行う。		補助件数 15件	補助件数 15件	1	市広報誌やホームページ、高齢福祉課発行のしおり等に掲載し事業の周知を図った	事業内容の周知	B	市内金融機関へ事業内容を説明するなど、対象となる方が確実に利用できるよう事業の周知を図る。	高齢福祉課	34
		高齢者	地域包括支援センター運営事業 ①予防給付（要支援1・2）の認定者についてケアマネジメントを行う。 ②高齢者の権利擁護について相談支援を行う。 ③居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）からの相談に応じ、要介護者が住み慣れた我が家で安心して生活し続けることができるように支援する。 ④高齢者に関するあらゆる相談に応じる。 ⑤地域ケアネットワークを構築する。それにより、高齢福祉に関わる全ての職種が有機的に結びつくことができ、高齢者が必要なときに必要な支援を速やかに受けることができるようになる。		地域包括支援センターへの相談件数 3,300件	3,135件	1	高齢者に関するあらゆる相談の窓口となっている。	処遇困難事例や身寄りのない高齢者の増加	B	あらゆる相談に応じるための包括体制づくりと介護保険だけに頼らない生活支援等地域づくりについて検討	高齢福祉課	34
		市民	在宅介護支援センター事業 主に家庭訪問を通じて、地域の高齢者の総合相談や介護予防の普及啓発を行う。 ・二次予防事業対象者（介護予防が必要な高齢者）を把握し、必要な介護予防事業を紹介する。 ・一人暮らしや高齢者世帯など支援を必要とする方に対する相談業務や保健福祉サービスの情報提供を行う。 ・介護予防教室を実施する。 ・住民の自主グループ（お茶の間サロン）活動への支援を行う。		在宅介護支援センターへの相談件数 2,500件	3,136件	1	地域包括支援センターのランチとしての機能を担い、高齢者の相談の窓口となっている	処遇困難事例や身寄りのない高齢者の増加	B	地域包括支援センターと連携して対応を検討していく	高齢福祉課	34
		高齢者	初期認知症予防事業 初期認知症予防教室における男性参加者の増加を図る。	—	初期認知症予防教室 12回×3か所	12回×1か所 4回×1か所開催	4	参加延べ人数は66人。新型コロナウイルス感染症対策のため、2ヶ所での開催となり、うち1か所は4回開催であった。	介護予防事業としての成果判断	B	在宅介護支援センターと連携して対策を検討する。	高齢福祉課	34
		高齢者	生きがいデイサービス事業 きなせや悠遊館において、高齢者の健康増進事業や要介護状態になることを予防する事業、介護知識又は介護予防の普及を図る事業、また、趣味活動などを実施して、外出機会と交流の場を提供し高齢者の生きがい活動を支援する。	—	きなせや悠遊館参加人数(延べ) 3,000人	1,714人	3	介護予防・日常生活総合事業の通所型サービス事業(通所型B)として、民間福祉事業所へ介護予防事業を委託。新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館、及び利用前年度と比べ参加延べ人数が減少した。	介護予防事業としての成果判断	C	受託者と参加者個々の状況やサービス内容の聴取、協議を毎月実施する。	高齢福祉課	34

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる
重点課題3 女性の活躍推進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 女性の職業能力開発 と就労支援	女性のための起業経営セミナー	女性	起業、経営を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種情報提供を行う。 ・市広報等-起業を目指す人に対しての情報提供を行う。	—	市広報等の掲載回数 1回	0	5	市広報に掲載しなかったが、窓口パンフレットを設置し周知した。	年1回広報に掲載して周知する。	B	引き続き窓口パンフレットを設置し、広報に掲載して周知していく。	商工観光課	35
		市民	職業能力開発教室 職業能力の習得・向上のために資格や技術取得を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。 ・市広報等-学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。	—	市広報等の掲載回数 1回	0	5	学習プログラムや各種資格についての情報収集ができなかったため掲載に至らなかった。	情報を収集し、どのように周知していくか検討する。	C	市広報への掲載を検討し、パンフレットがあれば窓口設置する。	商工観光課	35
		事業主	中小企業大学校で行う研修受講費の一部助成事業 企業・経営参画に必要な知識の習得と能力向上を図るため、中小企業大学校で行う研修受講費の一部を助成する。 ・参加者一人当たりの補助金の額は、中小企業大学校が定める受講料の2分の1以内とする。 但し、一人当たりの補助金の限度額は30,000円以内とし、1企業につき年間10人以内とする。	40	中小企業大学校における女性の研修受講人数 3人	2	3	受講者3名中、2名が女性であった。	今後も研修受講料を一部助成する。	B	今後も研修受講料を一部助成する。	商工観光課	35
	事業主に対する意識啓発	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の起業、経営参画、女性に対する職業能力の開発等について啓発を図る。 ・市広報 中小企業大学校が開催するコース別研修会の案内(随時) ハローワークが開催する再就職支援セミナーの案内(通年) ・中小企業大学校が実施する研修受講への支援事業を市や商工会議所の広報等により周知する。	40	市広報等の掲載回数 1回	1	1	令和4年4月10日号の市広報に中小企業大学校が実施する研修受講への助成事業について掲載し、窓口にてコース別研修会の案内を設置した。	引き続き、市広報等を活用して周知していく。	B	今後も市広報等で周知していく。	商工観光課	36
求人情報の提供	市民	再就職を推進するため、職業安定所と連携し、求人情報を提供する。 ・新津職業安定所と連携を図り、福祉会館内に五泉しごと館を設置。インターネット等による求人情報の提供や、相談窓口の設置による求人情報の提供を行う。	—	五泉しごと館来所者数(延べ) 9,000人	6825	3	検索機による求人情報の提供や、窓口による就職相談業務などを行った。	市広報等で営業時間の周知を継続的に行う。	B	引き続き新津職業安定所と連携し、業務を行う。	商工観光課	37	
(2) 女性の活躍に向けた 人材育成	事業主に対する意識啓発	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の活用が男女共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	—	市広報の掲載回数 1回	0	5	市広報に掲載しなかった。	周知方法を検討する。	C	市広報に掲載し、他の周知方法も検討する。	商工観光課	38
		事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の活用が男女共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	—	情報提供回数 随時	—	—	窓口でポスター・チラシで周知した。	—	B	引き続き様々な方法で周知・啓発していく。	企画政策課	38
	農業等における女性の労働・生活環境の整備	農業者	家族経営お協定の普及・促進 労働条件の向上、女性農業者の経営参画等を目的とした家族経営協定を普及させるため、会合等での制度説明、及び広報等での周知を行う。 また、関係機関との連携により、協定締結への助言を行っていく。	36	農業における家族経営協定締結数(累計) 77件	75	2	家族経営協定普及のため制度説明会等を行ない、新たに女性2名が家族経営協定を締結した。	家族経営協定締結のメリットや魅力の認知度が低い。メリットや魅力をより多くの農業者へ発信していく必要がある。	B	家族間の話し合いにより、農業経営が充実・発展していくために今後も事業を推進する。	農林課	39
		女性農業者	女性農業者支援育成事業 女性の担い手の確保、育成のため、経営参画等に必要な知識の習得、能力向上のための支援を行う。 ○視察研修 ○研修会及び講演会 ○女性農業者の集いの開催	37	女性の認定農業者数(累計) 25人	17	4	新たに家族経営協定を締結した2名に対して認定農業者制度を説明し、新規認定農業者につなげることができた。	高齢化・担い手不足により、指標達成は厳しい。新規就農者の育成・掘り起こしにより新規認定農業者につなげる必要がある。	B	目標達成に向け、活動を続ける。	農林課	39
		農業者	農業研修事業 女性農業者の育成、経営参画を図るため、下記機関等が開催する研修等に参加する。 ○新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会 ○中東蒲原農村地域アドバイザー連絡会	38	女性の青年農業者、指導農業者数(累計) 1人	0	4	コロナ禍の影響により研修会等はすべて中止となり、農業者等の推薦には結びつかなかった。	指標達成の難易度が高いため、当面は認定農業者の育成に努め、その中から候補を選定し、育成する必要がある。	C	県内でも少数の農業者であるが、指導的役割を担える女性を育成するためにも、研修等の情報提供と呼びかけを継続して行う。	農林課	39
		農業者、組織	エコファーマー認証事業(新潟県) 化学合成農薬と化学肥料を地域慣行の7割以下に減らすなど、環境にやさしい農業に取り組む農業者及び組織を認定する。	39	女性のエコファーマー数(累計) 63人	24	3	当事業において環境保全型農業直接支払交付金申請の主たるメリットがないこともあり、新規登録者がいなかった。	高齢化・担い手不足により、農家人口が減少している中で、女性エコファーマーの増加は厳しくなっているが、各種研修等により環境にやさしい農業への理解を深めてもらうことが必要である。	D	平成30年度より環境保全型農業直接支払交付金の要件からエコファーマー認定が削除されたため、今後の動向を見つつ検討していく。	農林課	39
農業者	女性が集まる集会等に参加し、情報交換及び情報提供を行う。	—	情報提供回数 随時	2回	1	11/11に五泉市フードバンクへ新米を寄贈し、1/18に女性農業者の集いが開催され、多くの女性農業者が参加した。	各集に参加時に、女性農業者の活動、活躍を紹介し、男女共同参画についての意識づくりの啓発を図っていく。	B	次年度以降も引き続き、女性が集まる集会に参加し、女性農業者の活動、活躍等の情報交換、情報提供を図っていく。	農業委員会事務局	39		

基本目標Ⅴ 計画を総合的に推進する

重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と強化

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 計画の進行管理と推進体制の強化	五泉市男女共同参画推進審議会	市民	市長の諮問に応じ、本市における男女共同参画に関して重要事項を調査・審議し、答申する。その他、時期計画策定についての審議を行う。	—	会議回数 2回	会議回数 3回	1	計画の進捗状況の審議、次期計画策定に関する審議を行った。	—	B	男女共同参画推進計画の進捗状況について審議を行っていく。	企画政策課	40
	五泉市男女共同参画推進会議	市職員	ごせん男女共同参画推進計画を全庁的に推進する。その他時期計画策定についての検討を行う。	—	必要に応じて開催	—	—	集まったの推進会議は行わなかったが、計画の進捗状況について、推進会議・部会を通じて把握を行った。また、次期計画策定について、検討した。	—	B	必要に応じて開催する。	企画政策課	41
	計画の進行管理と公表	市民	男女共同参画推進審議会にて評価を実施し、公表する。	—	—	—	1	事業実施結果及び推進状況について、男女共同参画推進審議会へ報告・協議を行い、市ホームページにおいて市民への公表を行った。	—	B	引き続き、男女共同参画推進審議会へ報告・協議を行い、市民への公表を行う。	企画政策課	42

基本目標Ⅴ 計画を総合的に推進する

重点課題2 市民等との協働による推進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	次年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働	各種団体等の活動支援	各種団体等	子育てサークル、女性団体及び男女共同参画推進のための関連団体等の活動を支援する。	—	必要に応じて行う	—	—	図書館：読書ボランティアの活動支援の充実および読み聞かせ活動の場の提供。	—	B	継続して行う。	全庁	43
		社会教育関係団体	家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業 女性団体への市単独補助金。 市内の女性団体が家庭教育に関する事業を行う場合、市より半額助成を行い女性団体の社会参画を促す。	—	女性団体活動件数 1件	女性団体活動件数 1件	1	家庭教育・子育て支援・女性参画推進団体に補助金を交付した。	—	B	継続して行う。	生涯学習課	43
(1) 市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働	人権擁護委員との連携強化	人権擁護委員	人権擁護委員と連携し、相談に対応する。	—	相談会の開催 4回	2回	3	人権擁護委員と連携し、人権相談会を実施した。 1回：6月3日(木) 福祉会館 2回：6月4日(金) さくらんども会館 秋は中止	—	B	今後も人権擁護委員と連携し、人権相談会を開催する。	企画政策課	44
	国・県・他市町村との連携	国	・国との連携 法務局等と情報交換を図り、連携、協力して人権・男女共同参画の推進を図る。	—	随時	—	3	上記に同じ	—	B	今後も法務局等と連携し、男女共同参画の推進を図る。	企画政策課	45
		県	・県との連携 男女平等推進課や人権啓発室と連携、協力を図り、パネル展を開催し、男女共同参画の推進を図る。	—	講演会等の開催 1回	—	3	パネル展を開催し、人権啓発および男女共同参画の啓発を行った。 12月4日～7日 さくらんども会館 12月8日～10日 市役所ロビー	—	B	引き続き、県と連携し、男女共同参画の推進を図る。	企画政策課	45
他市町村	・他市町村との連携 情報交換を図り、連携、協力して男女共同参画の推進を図る。	—	必要に応じて行う	—	—	—	—	—	B	今後も必要に応じて連携を図る。	企画政策課	45	